

五日市警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

五日市警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区 間		重点時間帯
1	五日市街道	☆	50km	あきる野市山田724番地先	武蔵五日市駅前交差点	8-11 13-16
2	秋川街道	☆	40km	二ツ塚峠交差点	新小峰トンネル内	8-11 13-16
3	檜原街道	☆	40km (30km)	東町交差点	上川乗交差点	9-15
				カーブ付近等最高速度規制変更あり		
4	奥多摩周遊道路	☆	40km (30km)	上川乗交差点	檜原村檜原9199番地先	9-15
				カーブ付近等最高速度規制変更あり		
5	山田平井線	☆	40km	西平井交差点	山田交差点	8-11 13-16
6	山田宮の前線	○	40km	山田交差点	上川トンネル内	8-11 13-16
7	青梅日の出線 (梅ヶ谷通り)	○	30km	坂本交差点	入の下橋	7-12

- ※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
6	山田宮の前線	通勤、通学時に多くの歩行者、自転車等が利用する道路であり、幅員も狭いことから交通事故を防止するため。
7	青梅日の出線 (梅ヶ谷通り)	地域住民等から速度取締りの要望があるほか交通事故を防止するため。

五日市警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校(公立・私立等)の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	日の出町三好野桜井周辺
2	ゾーン30	日の出町大字平井周辺
3	日の出町立本宿小学校	日の出町大字平井1855番地周辺
4	日の出町立大久野小学校	日の出町大字大久野1176番地周辺
5	日の出町立平井小学校	日の出町大字平井1218番地周辺
6	あきる野市立五日市小学校	あきる野市五日市315番地周辺
7	あきる野市立増戸小学校	あきる野市伊奈1173番地周辺
8	檜原村立檜原小学校	檜原村600番地周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

五日市警察署管内の速度取締り重点路線

